

新潟県授業料等収納管理システム構築及び運用保守業務委託契約書（案）

委託者新潟県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により新潟県授業料等収納管理システム構築及び運用保守業務の委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に基づき誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）業務の名称

新潟県授業料等収納管理システム構築及び運用保守業務

（2）業務の内容及び仕様

別添仕様書（仕様書において指定する文書を含む。）のとおり

（善管注意義務）

第2条 乙は、本契約書及び仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知により、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。

（委託契約期間）

第3条 本業務の委託契約期間は本契約の締結の日から令和15年3月31日までとし、各業務の履行期間は、次のとおりとする。

（1）構築業務 契約締結の日から令和9年9月30日まで

（2）運用・保守業務 令和9年10月1日から令和15年3月31日まで

（委託料等）

第4条 本業務の委託料は、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円）とする。

2 前項の契約金額は、構築業務、運用・保守業務及びクラウドサービス利用料その他本業務の履行に必要な一切の費用を含む総価とする。

3 乙は、仕様書に明示されている業務及びその履行上当然必要となる業務を、前2項の契約金額の範囲内で実施する。ただし、甲の要求仕様の変更その他乙の責めに帰することができない事由により追加費用又は履行期間の変更が必要となる場合は、第31条に基づき、甲乙協議の上、書面により契約内容を変更するものとする。

（委託料の支払金額）

第5条 本業務の各会計年度における委託料の支払金額（以下「支払金額」という。）は、次のとおりとする。

令和9年度（構築・運用保守） 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円）

〇円)

令和 10 年度 (運用保守) 金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円)

令和 11 年度 (運用保守) 金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円)

令和 12 年度 (運用保守) 金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円)

令和 13 年度 (運用保守) 金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円)

令和 14 年度 (運用保守) 金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円)

(契約保証金)

第 6 条 本契約に係る契約保証金は、〇〇〇円とする。

(サービスレベル協定)

第 7 条 甲及び乙は、仕様書別記 1 のサービスレベル設定基準を基に、本業務に係るサービスレベル協定 (以下「S L A」という。) を、運用・保守業務開始日の前日までに書面で締結する。

2 S L A は、業務実績等を踏まえ、甲乙協議の上、見直すことができる。

3 乙は、S L A の達成状況を定期的に確認し、サービスレベルの未達成が発生したときは、その原因分析及び再発防止策を記載した改善計画書を作成し、速やかに甲へ提出しなければならない。

4 甲は、前項の改善計画書の内容について必要があると認めるときは、乙に対し改善措置を指示することができる。

(事業主の責任等)

第 8 条 乙は、本業務を履行するに当たって、関係法令、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年新潟県条例第 32 号) を遵守するとともに、本業務の実施に関する一切の責任を負うものとする。

(業務従事者)

第 9 条 乙は、本契約締結後速やかに、仕様書等に基づき本業務に従事する者 (以下「業務従事者」という。) を選任し、書面をもって甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 前項の規定により選任した業務従事者は、甲の要請又は甲がやむを得ないと認める場合以外には、乙は変更することはできない。

(業務遂行上の責任者)

第 10 条 乙は、本業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の実施責任者を定め、書面をもって甲に通知するものとする。この者を変更したときも同様とする。

(資料等の提供及び返還)

第 11 条 甲は、乙から本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合及び甲が提供

することを適当と認めるときは、無償で当該資料等を乙に対して提供するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から提供された資料等（次条第1項により複製又は改変したものを含む。）が本業務を実施する上で不要となった場合は、乙は遅滞なく当該資料等を甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

（資料等の管理）

第12条 乙は、前条第1項の規定により甲から提供された資料等を複製し、又は改変する必要がある場合は、あらかじめ甲に対して書面による申し出を行い、甲の承諾を受けなければならない。

- 2 乙は、前条第1項の規定により甲から提供された資料等（前項の規定により複製し、又は改変したものを含む。）を善良な管理者の注意をもって管理し、かつ保管しなければならない。

- 3 乙は、前項に規定する資料等を本業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（記録媒体上の情報の消去）

第13条 乙は、契約が終了したときは、前条第2項の規定に関わらず、乙の保有する記録媒体上に存在する本業務に係る一切の情報（成果物に関する情報を除く。）を消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、実施日等を明示した書面で甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、記録媒体上の情報の消去について、第三者が残留情報を読み取ることができないよう必要な処置を施さなければならない。

（個人情報の取扱い）

第14条 乙は、本契約による業務を処理するための個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定める個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（情報の秘匿）

第15条 乙は、本業務に関して知り得たことを第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

- 2 乙は、本業務に関するすべての情報を、本業務の履行以外の目的で利用してはならない。

（情報セキュリティ対策）

第16条 乙は、本業務を実施するに当たっては、別記3「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第 17 条 本業務を実施する過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下「発明等」という。）が甲又は乙のいずれか一者のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、甲又は乙は、当該発明等を行った者との間で特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 35 条等に基づく特許権等の継承その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が本契約を締結する以前から有していた特許権等を本システムに利用した場合又は前項により乙に帰属する特許権等が本システムに利用された場合、甲は、本システムを自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を利用することができる。なお、当該特許権等を乙が有していたこと及び乙に帰属することについては、乙が当該事実を挙証する責任を負うものとする。

(成果物の著作権)

第 18 条 乙は、本契約により作成される成果物（受託者が本契約締結以前から保有する著作物、プログラム、テンプレート、ノウハウその他既存資産を除く。）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、成果物の引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 乙は、前項により譲渡した成果物に関して一切の著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- 3 乙が本契約締結以前から保有する著作物、プログラム、クラウドサービスその他の知的財産権は乙又は正当な権利者に留保されるものとし、甲は本業務の目的の範囲内でこれらを利用するために必要な使用权を有するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第 19 条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に継承させ、又は本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第 20 条 乙は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、本業務の一部を再委託しようとするときは、再委託先、再委託業務の内容、実施体制、責任者、情報セキュリティ対策、個人情報の取扱いその他甲が必要と認める事項を記載した書面をあらかじめ甲に提出し、書面による承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項により再委託する場合は、この契約により自らが負うのと同等の義務を再受託業者に課すこととし、再受託業者の行為のすべてについて責任を負うものとする。なお、再受託業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(第三者の権利の使用)

第 21 条 乙は、本業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りでない。

2 乙は、本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りではない。

(作業の進行状況の報告等)

第 22 条 乙は、甲からの指示がある場合には、業務の進行状況について、書面等により報告しなければならない。

(実地調査等)

第 23 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(成果報告書の提出)

第 24 条 乙は、次の各号に掲げる報告書を、それぞれ当該各号に定める期限までに甲へ提出しなければならない。

- (1) 令和 8 年度構築業務成果報告書 令和 9 年 3 月 31 日
- (2) 構築業務成果報告書 令和 9 年 9 月 30 日
- (3) 年次運用・保守実施報告書 各年度の運用・保守業務終了後、翌年度 4 月 10 日
ただし、最終年度分は令和 15 年 3 月 31 日
- (4) その他仕様書に定める成果品 仕様書に定める期限

(成果報告書の検査)

第 25 条 甲は、前条の規定により成果報告書を受領したときは、速やかにその内容について検査を行い、当該検査の結果を乙に通知する。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正し、再検査を受けなければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

3 第 1 項の検査及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

4 第 1 項の検査に合格し、甲が乙に対してその結果を通知したときをもって、成果物の引き渡しを完了したものとする。

(委託料の支払)

第 26 条 乙は、第 25 条の検査に合格した業務について、第 5 条に定める年度別の支払金額の範囲内で、委託料を書面により甲に請求することができる。

2 構築業務に係る委託料は、構築業務完了時の各成果報告書の検査合格後に支払うもの

とし、運用・保守業務に係る委託料は、各年度の業務の検査合格後に支払うものとする。

3 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(事故発生 の 報告)

第 27 条 乙は、事故が生じたときは、速やかにその状況を書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、情報の漏えい、滅失及びき損等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約不適合責任)

第 28 条 甲は、引き渡された成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して相当の期間を定めて契約不適合の修補等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求し、又は追完に代え、若しくは追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第 25 条第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 12 か月以内に行わなければならない。

(損害賠償)

第 29 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第 30 条 本業務の実施について生じた損害のために生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

2 乙は、本業務に関連して甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、本業務を実施するに当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

4 甲は、天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、当該損害額を認定した上で、その一部を負担し、その額は甲乙協議して定めるものとする。

(契約内容の変更等)

第 31 条 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議の上、この契約内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(甲の解除権)

第 32 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしに契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
- (3) 正当な理由がなく甲が行う履行の確認等を妨害したとき。
- (4) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、民事再生手続、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (6) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき又は契約に違反したとき。

2 前項の規定により、甲が本契約を解除したときは、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する金額以上の額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。また、甲は、委託料を支払わない、又は既に支払っている委託料の全部若しくは一部を乙から返還させることができる。

3 乙は、第 1 項の規定により契約が解除されたことにより損害を受けた場合であっても、甲に対してその補償を請求することができない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 33 条 甲は、前条第 1 項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたと
き。
- 2 甲は、前条第1項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当すると
きは、この契約を解除することができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員
又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員
による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定
する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する
暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与してい
ると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害
を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する
等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められ
るとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認め
られるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が
前号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められる
とき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは
原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）
に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1
に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が
当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 5 乙は、第1項又は第2項の規定により契約が解除されたことにより損害を受けた場合
であっても、甲に対してその補償を請求することができない。

（契約の解除）

- 第34条 甲は、第32条第1項、第33条第1項若しくは第2項に規定する場合のほか、次
の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。
- (1) 第3条に規定する期間中にこの契約に係る甲の予算について減額又は削除があっ
たとき。
- (2) 前号のほか、1か月の予告期間をもって乙に対して契約の解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより、乙に損害を及ぼし
たときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議し

て定めるものとする。

(乙の解除権)

第 35 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合は、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約解除の場合における資料等の返還)

第 36 条 契約解除の場合における資料等の返還については、第 11 条の規定を準用する。

(契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去等)

第 37 条 契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去については、第 13 条の規定を準用する。

(契約終了時のデータ引継ぎ)

第 38 条 乙は、本契約期間の満了又は解除により本業務を終了するときは、甲の指定するところにより、本業務に係る登録データ、申込受付履歴、登録結果データ、ログ情報及び設定情報その他甲が必要と認める情報を、甲又は甲が指定する者へ引き継がなければならない。

2 前項の引継ぎに必要なデータ抽出、一般的な形式（CSV 等）への変換、資料の作成、説明及び質疑対応は、第 4 条に定める契約金額に含むものとし、乙の負担により行う。ただし、契約締結時に合理的に予見できない追加作業については、甲乙協議の上、第 31 条に基づき取り扱う。

3 乙は、後任事業者への円滑な業務移行に必要な範囲で、甲が求める技術的支援及び情報提供を行うものとする。

(契約解除の場合における損害賠償)

第 39 条 契約解除の場合における損害賠償については、第 29 条の規定を準用する。

(契約解除の場合における損害の負担)

第 40 条 契約解除の場合における損害の負担については、第 30 条の規定を準用する。

(契約の費用)

第 41 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議及び紛争の解決)

第 42 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、新潟県財務規則（新潟県規則第 10 号）の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に

解決を図るものとする。

- 2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第1審専属的合意裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

乙